平成２６年（フ）第５３８号
静岡市清水区折戸２丁目３番１号　市営住宅１－136
債務者　谷　　昌幸
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月23日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第４４６号
静岡県磐田市神増10番地６
債務者　南　美惠子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４７６号
静岡県浜松市中区鴨江３丁目４番３号　慈照園、前住所静岡県浜松市北区初生町598番地の４　エムズアパート102
債務者　杉山　雅彦
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４８５号
静岡県浜松市南区東若林町35番地の１　ヴィラローランマンション309、前住所静岡県浜松市南区若林町185番地の１　パークイースト102号室
債務者　松川　有香（旧姓奥野）
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１号
静岡県浜松市南区都盛町308番地　パール鈴101号
債務者　片山　尚子
1　決定年月日時　平成27年１月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月20日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月20日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２６年（フ）第４５９号
岡山県倉敷市児島小川10丁目12番２－103号
債務者　森本　　勉
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月23日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月14日午前10時30分
岡山地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第２２８号
北海道釧路郡釧路町中央３丁目52番地１　ノマ土木産業３階
債務者　魚住　恵美（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月24日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月26日午前９時30分
釧路地方裁判所

平成２６年（フ）第１０８２号
東京都八王子市松が谷18番地４－302
債務者　内藤　麻矢
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月25日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月25日午後１時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第２１２５号
横浜市南区永田東３丁目７番３－610号
債務者　和久本　泉
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年３月26日まで
5　免責審尋期日　平成27年３月27日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１７７号
沖縄県宜野湾市字宇地泊498番地　Ｍマンション403号
債務者　久保　真人
1　決定年月日時　平成27年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年４月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年４月15日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２５年（フ）第１１６６号
千葉市美浜区真砂３－13　真砂第二団地第５号第704号室、住民票上の住所地千葉県市川市八幡３丁目13番10号
破産者　秋元　久江
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第６７６号
千葉県市川市若宮３丁目11番３－203号　若宮マンションＣ棟
破産者　北澤八十夫
1　決定年月日　平成27年１月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８４１号
千葉県市川市曽谷４丁目34番５号
破産者　毛江田ルリ子
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８５５号
千葉市美浜区磯辺４丁目15番地４号
破産者　有限会社トレビアン
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第８５７号
千葉市美浜区磯辺４丁目15番４号
破産者　賴　　悦代
1　決定年月日　平成27年１月16日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１４９８号
埼玉県川口市朝日６丁目４番20号
破産者　株式会社飛騨商会
1　決定年月日　平成27年１月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係